

<特別徴収を継続する場合における異動届出書の記載箇所>

※旧特別徴収義務者は赤枠の箇所に必要事項を記入し、新特別徴収義務者に渡してください。

新特別徴収義務者は、旧特別徴収義務者から受け取った異動届を確認の上、青枠の箇所に必要事項を記入し、大田区に提出してください。

		1 現年度		2 新年度		3 両年度	
<p>給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書</p> <p>◎異動があった場合は、速やかに提出してください。</p>		<p>※区処理欄</p>					
令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 指定番号	住所(居所)又は所在地		特別徴収義務者 宛名番号		※市区町村ごとに異なります。	
(宛先) 大田区長	宛名番号	フリガナ		氏名		課・係 氏名	
		氏名又は名称		氏名		係名	
		〒		氏名		電話	
		特別徴収義務者 番号		氏名		(内線)	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収
氏名	氏名	円	円	円	月から 月まで	1 退職 2 退職 3 伊籍 4 休職 5 長期欠勤 6 死亡 7 会社解散 8 住所誤報 9 その他 (特別徴収不可)	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円
生年月日	昭和 平成 年 月 日		月から 月まで		月まで 月まで	1 特別徴収継続 (月以降、必須)	控除社会 保険料額 円
現在の住所	現在の住所					2 一括徴収 (月以内)	
給与の支払を受け なくなった後の住所	給与の支払を受け なくなった後の住所					3 普通徴収 (理由)	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。		一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1 異動が令和 年 月 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月	徴収予定 日	徴収予定額 (上記(ウ)の額) 円	氏名	続柄	1 (普C) 給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が1.00万円以下)
2 異動が令和 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため				円	住所	電話	2 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
				円			3 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)
				円			※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書		新しい勤務先の特別徴収義務者 (※ 新規事業所の場合は「新規事業所」欄に記入してください。)		新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		※市区町村記入欄	
フリガナ		氏名		氏名		記入 不要	
氏名又は名称		氏名		氏名		不要	
代表者の職氏名		氏名		氏名		不要	

旧特別徴収義務者が

必要箇所をご記入ください。

記入不要

新特別徴収義務者が

必要箇所をご記入ください。

御注意
1 提出先は、大田区納税課(〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号)です。
2 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、「一括徴収すること」を記載してください。